

1 太陽が丘総合運動公園総合体育館使用料

				利用時間		午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日
				8時30分～12時	12時～17時						
利用区分	専用利用	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュア小・中・高児童生徒	円	円	円	円	円	円	円	
			スポーツに利用する場合	630	950	1,270	1,590	2,240	2,880		
			その他の団体	1,270	1,910	2,550	3,190	4,480	5,810		
		利用者が入場料を徴収する場合	文化的催物に利用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）		2,550	3,830	6,400	6,400	10,240	12,810	
			その他の場合		7,670	12,810	19,210	20,500	32,030	39,720	
			アマチュアスポーツに利用する場合		3,830	6,400	8,960	10,240	15,360	19,210	
		利用者が入場料を徴収する場合	文化的催物に利用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）		7,670	12,810	19,210	20,500	32,030	39,720	
			その他の場合		19,210	25,620	44,840	44,840	70,480	89,700	
			会議室		200	310	410	520	740	950	
	一部利用	個人利用	小・中学校児童生徒		1回			30円			
高等学校生徒			1回			50円					
一般			1回			100円					
団体利用一回につき		種目	利用者区分	単位	使用料	備考					
	卓球	小・中・高児童生徒	1台	円	○ 競技に要するボール、ラケット等は、各自持参 ○ 照明利用の場合は、別						
		一般		80							
バドミント	小・中・高児童生徒	1面	70	料金を徴収する。							

	ン	一般		150
	バレーボー	小・中・高児童生徒	1面	150
	ル・テニス	一般		310
	バスケット	小・中・高児童生徒	1面	200
	ボール	一般		410
	体操	小・中・高児童生徒	1種目	70
		一般		100
	柔道	小・中・高児童生徒	1面	150
		一般		310
	剣道	小・中・高児童生徒	1面	100
		一般		200
	トレーニン	小・中・高児童生徒	1人	50
	グ設備	一般		100
放送設備			一式	520

## 2 太陽が丘総合運動公園相撲場使用料

半日	終日	摘要
100円	200円	1人当たり

## 3 太陽が丘総合運動公園陸上競技場使用料

			時間			
区分			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外1時間
専 用 利 用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	市内諸団体	円	円	円	円
			1,590	1,590	3,190	310
		上記団体以 外のもの	3,190	3,190	6,400	630
		その他の目的に利用する場合	6,400	6,400	12,810	1,270
団 体 利 用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	市内諸団体	1,050	1,050	2,120	200
			2,120	2,120	4,260	410
		上記団体以 外のもの				
		その他の目的に利用する場合	4,260	4,260	8,530	840

個人利用	小・中学校児童生徒	1回	30円
	高等学校生徒	1回	50円
	一般	1回	100円
放送施設			520円

#### 4 太陽が丘総合運動公園弓道場使用料

利用時間		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	8時30分～17時	12時～22時	8時30分～22時
専用利用	中学生・高校生	円 200	円 310	円 310	円 520	円 630	円 840
	一般	310	410	410	740	840	1,170
個人利用	中学生・高校生	1回 30円					
	一般	1回 50円					

#### 5 太陽が丘総合運動公園屋外ゲートボール場使用料

利用時間		午前	午後	
		8時30分～12時	12時～16時	16時～19時
1人当たり		50円	50円	50円

#### 6 太陽が丘総合運動公園庭球場使用料

利用時間		2時間以内	2時間を超え 4時間以内	4時間を超え た場合1時間 につき	照明料1時間 につき
		1面	小・中・高児童生徒	200円	
一般	410円		830円	200円	

#### 7 太陽が丘総合運動公園武道館使用料

利用時間		午前	午後	夜間	全日		
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	8時30分～22時		
柔道場	小・中・高児童生徒	1回に	1面	円	円	円	円

		つき		150	150	150	490
	一般			320	320	320	980
剣道場	小・中・高児童生徒	つき	1面	100	100	100	320
	一般			220	220	220	660
空手場	小・中・高児童生徒		1面	100	100	100	320
	一般			220	220	220	660
照明利用		各1面利用時		240円（1時間当たり）			

#### 8 太陽が丘総合運動公園多目的広場使用料

利用区分	利用時間		2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	小・中・高児童生徒	円 300
		一般	610	300
	その他の場合		910	450
利用者が入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		1,520	760
	その他の場合		4,580	2,290

#### 付記

- 1 利用者が、入場料を徴収しないが入場料に相当する金品を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合）は、入場料等を徴収する場合とみなして使用料を徴収する。
- 2 利用者が、入場料等を徴収する場合中「その他の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じた額を基本使用料に加算して得た額とする。
  - (1) 会員制により会費を徴収し、当該会員のみ入場させる催物の場合には、1か月分の額（月月会費を徴収しないときは、1か月分の会費に換算した額）を入場料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は、500円とする。
  - (2) 商品等の売上げに対して入場券を発行（これに類する行為を含む。）して入場させる催物の場合には、入場券1枚を発行できる商品売上価格の10分の1に相当する金額を入場

料とみなす。ただし、その金額が500円を超える場合は500円とし、50円に満たない場合は50円とする。

(3) 上記(1)及び(2)の場合で、別に「入場整理料」等の名目で金額を徴収し、その金額が500円を超える場合は、当該「入場整理料」等の名目の金額をもって入場料とみなす。

3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に利用する場合（利用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）の基本使用料は、当該基本使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。

4 利用者が、市の住民でない場合の使用料は、基本使用料に5割を乗じた額を加算して得た額とする。

5 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。以下同じ。）ごとにその属する利用時間区分の使用料に2割を乗じた額を加算して得た額とする。

6 この表中1回とは、8時30分から12時まで、12時から17時まで及び17時から22時までの利用をいう。

7 電灯等電気を必要とする場合の使用料は、その電気料金に係る実費相当額を加算して徴収する。